

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇年 〇 月〇日

笠松町農業委員会会長 様

<譲渡人>

住所

笠松町司町1番地

売る人・貸す人について記入します。

氏名

笠松 太郎

<譲受人>

住所

笠松町司町2番地

買う人・借りる人について記入します。

氏名

司 一郎

下記農地（採草放牧地）について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定 (期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。)

記

売る人・貸す人、買う人・借りる人について記入します。

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	笠松太郎	75	会社役員 兼農業	笠松町司町1番地
譲受人	司一郎	49	農業	笠松町司町2番地

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額 (円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又 は名称 [現所有者が登記 簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類、内容	権利者の氏名又 は名称
笠松町〇〇字▲■番地	田	田	① 1,000	〇〇〇万円 [〇〇〇万円]			
以下	余	白					

買う農地・借りる農地について記入します。

(記載要領)

- 申請者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付 (独立行政法人及び地方公共団体を除く。) してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細及び契約の内容

①権利の設定・移転の時期
許可あり次第

②土地引渡しの時期
許可あり次第

③契約期間
許可日より永年

④申請人双方の移転等の理由
(譲渡人) 高齢の為、農地を売却し農業経営を縮小する。
(譲受人) 担い手として農業経営を拡大する為に、農地を譲り受ける。

どのような契約を結び、農地をいつから使うか、今回の申請の理由など記入します。

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号および第4号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

		農地面積 (㎡)			樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑			
所有地	自作地	② 5,000	4,000	1,000	買う人・借る人とその家族の所有農地で、耕作している農地の面積を記入します。	
	貸付地	—	買う人・借る人とその家族の所有農地で、人に貸して耕作してもらっている農地の面積を記入します。			—
		所在・地番	地目 登記簿 現況		面積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地		買う人・借る人とその家族の所有農地で、誰も耕作していない農地について記入します。			—

		農地面積 (㎡)			樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑			
所有地以外の土地	借入地	③ 2,000	1,500	500	買う人・借る人とその家族が借っている農地で、耕作している農地の面積を記入します。	
	貸付地	—	買う人・借る人とその家族が借っている農地で、人に貸して耕作してもらっている農地の面積を記入します。			—
		所在・地番	地目 登記簿 現況		面積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地		買う人・借る人とその家族が借っている農地で、誰も耕作していない農地について記入します。			—

(記載要領)

- 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間、申請人双方の移転等の理由を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 「自作地」、「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田			畑		樹園地		採草 放牧地
	水稻	枝豆		一般野菜				
④ 権利取得後の面積 (㎡)	5,000	1,500		1,500				

買う人・借る人とその家族が、許可を受けて農地を取得した後に、作付する作物とその面積について記入します。

④ ≥ ① + ② + ③

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	防除機	軽トラック			
確保しているもの	所有 リース	1台	1台	1台	1台			
導入予定のもの	所有 リース 〔資金繰りについて〕							

買う人・借る人とその家族が、保有または保有予定の農機具について記入します。(リースでも可)

1-3 農作業に従事する者

(1) 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者又はその世帯員等の農作業経験および農作業への従事状況

農作業に従事している者の氏名		年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業経験の状況	農作業従事日数	備考
世帯員等	司 太郎	49	農業	本人	30年	150日	
	司 花子	47	農業	妻	10年	60日	
	司 菊枝	74	農業	母	50年	60日	
	買う人・借る人とその家族等について記入します。						
常時雇用労働力		人数	人			日	
臨時雇用労働力		年間延人数	人			日	

(2) 住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

通作距離：5 km、通作時間：15分

買う人・借る人の家から取得農地までの距離と時間について記入します。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係> (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

3 信託契約の内容

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計
(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) **⑤**
= 8, 000 (㎡)

- (2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積
(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧

許可が下りた場合の経営面積を記入します。

$$\text{⑤} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、4を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積であり、岐阜市では40aと定めています。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

- ① 賃借する田の周囲は水稲作地域であり、賃借後もこれまでどおり水稲の栽培を行います。
- ② 地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守します。
- ③ 地域の農地の利用調整に参加します。
- ④ 農薬の使用方法的等について、地域の防除基準に従います。

申請地の周辺の農地利用に与える影響など、地域との調和について記入します。